

一定の管理責任を果たすことのできるフードバンクの認証制度

<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、ひいては企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

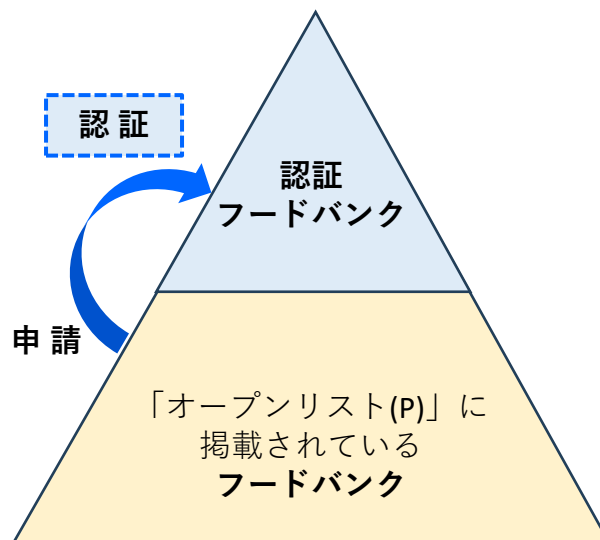
- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告することにより、「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載、公表する（以下「自己申告制度」という。）。
- ② ①の「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証用チェックリストに則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度の具体的内容・手続

食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証用チェックリストへの回答を提出。内容・関係書類の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っている判断すれば、認証。

自己申告制度の具体的内容・手続

団体概要（団体名や住所、メールアドレス・HPのほか、取扱品や受入の条件、提供先、食品取扱量など）を提出。一定の手続を経て、「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載。



認証用チェックリストの主な項目

1. 運営管理上講ずべき措置に関する体制の整備

- ① 提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）の把握
- ② 情報の記録及び伝達（トレーサビリティ）
- ③ 提供食品の転売等の禁止
- ④ 提供食品に係る事故発生時における対応
- ⑤ 提供食品の提供先及び譲渡先との合意等

2. 品質及び衛生管理上講ずべき措置に関する体制の整備

- ① 提供食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
- ② 提供食品の期限表示等の表示の伝達・管理
- ③ 食品の受取及び輸配送時における検品
- ④ 施設設備の衛生管理

3. 活動に必要な施設設備の保有

4. 提供食品による事故が発生した場合に備えた保険加入

※ 上記項目について、書類審査・実績等によりチェック

フードバンクの認証の流れ

